

特定（産業別）最低賃金の役割と 取り組み課題

元電機連合中央執行委員・
元中央最低賃金審議会委員
加藤 昇

はじめに

最低賃金法は2007年の第168臨時国会で概ね40年ぶりに改正、翌2008年7月より施行されている。地域別最低賃金の水準は、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、その意義と役割に照らしてさらに実効性を高めることが求められており、漸次改善がはかられつつある。ちなみに地域別最低賃金の改善傾向は最低賃金法改正年の2007年度から顕著にみられ、全国加重平均では前年の2006年水準に比して直近の2015年までの9年間で125円(18.6%)上昇したことになる。一方、1986年の中央最低賃金審議会答申を受け、当該産業労使の主体的取り組みによって創設され、以降、

継続的な取り組みにより毎年金額改正が行われている特定（産業別）最低賃金の取り組みも変革期を迎えており、制度の継承・発展のために改革的な視点での取り組み強化が求められているといえよう。

本稿では日本における最低賃金制度の沿革と金属産業における産業別最低賃金創設などこれまでの取り組みを振り返りつつ、特定（産業別）最低賃金を中心にその役割や意義、そして今後の取り組み課題について考察してみたい。

最低賃金法の沿革と改正最低賃金法

日本における最低賃金制度は、1959年に最低賃金法が制定されて以降、一定の節目ごとに変革を遂げながら今日新たな段階を迎えて

いる。あえて主観的な区分をすれば、今日が第5期目の変革期ともいえる。

第1期は、1959年の最低賃金法制定以降の業者間協定方式の時代である。

1947年に労働基準法が制定されたが、以後当分の間、最低賃金制度として確立するまでには至らなかった。日本における最低賃金制度の確立は、1959年に最低賃金法が制定されて以降となる。この最低賃金法の規定では、

- ①業者間協定に基づく最低賃金、
- ②業者間協定を地域的に拡張適用した最低賃金、
- ③労働協約に基づく拡張適用の最低賃金、
- ④審議会の調査審議に基づく最低賃金

の4つの方式が定められていたが、以後設定された最低賃金は①と②、すなわち業者間協定方式が中心であった。地域ごとの業界団体が定めた初任給や最低賃金を当該業種・地域の法定最低賃金として確立していたのである。なお、当時の労働組合は最低賃金の適用を受ける一方の当事者である労働者が参加しない、いわば使用者側だけの意思で決定されるこの方式に強く反対をしていたことを付記しておく。

第2期は、1968年の法改正による審議会方式に基づく最低賃金制の時代で、この時期に当初先行して設定されてきた産業別最低賃金と併存する形で、今日の地域別最低賃金が誕生している。

1968年に最低賃金法が改正、改正法で第1期の業者間協定方式が

廃止され、公労使三者構成による最低賃金審議会で審議のうえ決定する、いわば今日の審議会方式を中心とした決定に改められることになった。この1968年改正最低賃金法に基づく最低賃金の設定は、当初、業者間協定方式の経験も活かしなから、まず産業別最低賃金からスタートしたのである。なお、1970年にこの改正最低賃金法に沿って最低賃金の普及をはかることを目的に、労働省(現厚生労働省)は、産業、地域ごとに年次計画を策定し、最低賃金の全国・全労働者適用をめざして取り組むこととした。1970年の段階では先行した産業別最低賃金は377件、地域別最低賃金はゼロだったが、年次計画の最終年度である1975年度末には地域別最低賃金が47都道府県全てに設定されることになった。この中で産業別最低賃金は、全ての金属産業(鉄鋼、輸送用機械、電気機械、一般機械、精密機械など)を一つの最低賃金のくくりとした「機械金属製品等製造業最低賃金」に象徴されるように、適用業種(産業)を大きくくりにすることで、適用労働者を広げていく方法がとられた。そして、この産

業別最低賃金の決定も地域別最低賃金同様に行政(地方労働基準局長)の諮問に基づいて審議する、いわゆる行政主導型の決定方式であり、その適用対象も当該産業の全ての労働者としていた。こうして、以降、行政主導型による決定で、かつ、適用対象労働者など決定内容を同一とする「産業別最低賃金」と「地域別最低賃金」の二つの最低賃金が並存することになった。

こうした中で、地域別最低賃金と産業別最低賃金それぞれの役割と機能のあり方などについて抜本的な見直しや改善についての検討が求められることとなったのである。

第3期は、1978年からの中賃目安方式(都道府県毎の地方最低賃金審議会で審議する地域別最低賃金の改定にあたって、中央最低賃金審議会がその引き上げ額の目安を示す方式)のスタートと産業別最低賃金の今後のあり方についての検討の時代である。

1975年に、当時の労働4団体(総評、同盟、中立労連、新産別)が統一要求し、当時の社会・共産・公明・民社の4野党が「全国一律最低賃金制」を共同法案として国会に

上程した。この法案は可決されず、「今後の最低賃金制のあり方」は中央最低賃金審議会での審議に委ねられることとなった。中央最低賃金審議会は2年7か月にも及ぶ審議の結果答申をまとめた。この答申の中で「中央最低賃金審議会が地域別最低賃金の改定にあたって引き上げ額の目安を提示する」ことが示されている。こうして、いわゆる「中賃目安方式」は1978年度より始まり今日に至っている。併せて、この時期に第2期で課題として浮き彫りになった産業別最低賃金の役割と今後のあり方についての検討が行われている。

第4期は、こうして検討されてきた産業別最低賃金の役割とあり方について、中央最低賃金審議会における1981年答申(「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方」)および同審議会1982年答申(「新しい産業別最低賃金の運用方針について」)を踏まえ、最終的にまとめられた同審議会の1986年答申(「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」)に基づき、労働組合の主体的な取り組みに

よって展開された新産業別最低賃金創設の時代である。

長期に亘って中央最低賃金審議会が産業別最低賃金のあり方について審議が行われ、1986年2月に、中央最低賃金審議会答申が出された。この答申に基づき、産業別最低賃金は関係労使の一定の要件を満たした「申出」と「小さくくりの産業」を基本として、「基幹的労働者」に適用される制度へと姿を変えて、新たな展開をはかることになったのである。そこで、当時の金属産業の労働組合や現在のU・A・セン、その他の関係産別など当該産業の労働組合は、新産業別最低賃金「われわれが取り組んでいる現在の特定(産業別)最低賃金のこと」を創設すべく新たな取り組みを積極的に推進したのである。

そして第5期は、今日の改正最低賃金法を踏まえたより実効性の高い最低賃金に向けた新たな展開をはかる時代の到来だといえよう。

改正最低賃金法の改正ポイントと検討過程

最低賃金法は1968年の改正以来40年ぶりに改正され、2008

年7月より施行されている。

この改正最低賃金法の主な改正内容を列挙すると、【地域別最低賃金】については、「地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにする必要がある」との観点から、地域別最低賃金の決定基準の一つである「地域における労働者の生計費」に関して、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」よう決定基準を明確にし、加えてその実効性を高める観点から地域別最低賃金の不払いに係る罰金額を上限50万円(改正前は2万円)に引き上げたこと、などが挙げられる。一方、【特定(産業別)最低賃金】については、民事的なルール(民事効)に改められたものの、制度の枠組みとその運用方針については現行制度のまま継承されることになった。

そもそも今回の最低賃金法改正論議に至る契機の一つは、2003年12月に政府の「総合規制改革会議」が「産業別に異なる最低賃金を設定する意義は乏しい、そのあり方を速やかに検討すべき」とする産業

別最低賃金の廃止を意図する考え方を規制改革答申の中にもりこみ、これを受けた当時の内閣が同内容を含む「規制改革民間開放推進3カ年計画」を閣議決定したことに端を発する。こうした経緯を踏まえ設置された学識経験者による「最低賃金のあり方に関する研究会」での検討を経て、その後設置された審議会(労働政策審議会・最低賃金部会)で1年半・延べ19回にも及ぶ審議を重ね、「今後の最低賃金制度のあり方」と題する答申が取りまとめられ、40年ぶりの最低賃金法改正に繋がったのである。

なお、こうした一連の検討経過においては、産業別最低賃金を廃止すべきとする意見と労働者側が強く主張した継承・発展させるべきとの意見が真っ向から対立するなど、大変厳しい審議が続いたことについても付記しておきたい。

金属産業における

産業別最低賃金の取り組み

(取り組み体制の沿革)

1986年の中央最低賃金審議会答申を踏まえ、新産業別最低賃金創設への取り組みがスタートした

1986年に電機労連・全金同盟・全国金属・全機金・鉄鋼労連・造船重機労連・自動車総連・全電線の8産別と金属労協(IMF-JC)事務局による「機械金属関係単産最賃連絡会議」(略称・金属最賃会議)を設置し、新産業別最低賃金創設のための共同した取り組みを展開することとなった。この金属最賃会議は、その後、非鉄金属関連産別(資源労連、非鉄金属労連)を構成組織に加

える中で、金属産業に新産業別最低賃金を創設するための様々な共同行動(企業毎の産業分類調査の実施、企業内最低賃金協定の締結促進、最低賃金創設の必要性に関する単組や支部レベルにおける機関決議の推進、など)を行うとともに、統一した対応方針に基づき取り組みを進めてきた。この金属最賃会議の活動は、2002年9月に結成された「IMF-JC最賃センター」へと引き継がれ、その後、今日の取り組み体制に至っている。

特定(産業別)最低賃金の

役割と取り組み課題

改正最低賃金法を踏まえ、大きな変革期を迎えているわが国の最低賃

金制とりわけ特定(産業別)最低賃金を中心に今日的な役割と課題について考察しておこう。

何よりも最低賃金の実効性を高めるうえで、最低賃金決定を社会的な賃金決定メカニズムの中にかりと位置づけておく必要があると考える。改正最低賃金法第9条「地域別最低賃金の原則」では、「最低賃金は地域における労働者の生計費および賃金ならびに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあるが、こうした原則は、最低賃金だけでなく、春闘などについても当然あてはまることであって、いわば賃金の決定要素を定義したものともいえる。社会保障との整合性など最低賃金を持つ社会的政策的な役割の重要性を認識しつつも、最低賃金は賃金の最低規制、セーフティネットを定めたものであり、そうした観点から勤労者の実態賃金を検証しつつ、社会的な賃金決定メカニズムの中にかりと位置づけて考えることがなによりも重要だといえる。一般賃金の決定が最低賃金に影響を与え、最低賃金が一般賃金に影響を及ぼすといったメカニズムを形成することによって、より

実効性の高い（影響力のある）最低賃金の確立に結びつけることができるといえる。そのためには、より実態賃金を尺度とした水準論議が基軸となる様な展開が求められる。特定（産業別）最低賃金の場合、賃金交渉による企業内最低賃金や年齢別最低賃金、初任給水準の改定結果を特定（産業別）最低賃金の金額決定に直接結びつけることにより、より具体的な賃金決定メカニズムを構築することができよう。

ヨーロッパでは産業別労働組合が労働組合組織の基本形態であり、産業別に締結した最低賃金を含む労働協約と、その社会的な拡張適用の仕組みや慣行によって、賃金水準が社会的な拡がりを持って形成されているが、日本の場合は企業別労働組合が基本形態であり、賃金決定が企業内を枠組みとしているため、賃金決定の社会的拡がりという点ではヨーロッパに比べて希薄だといわれている。

そうした中で特定（産業別）最低賃金は、わが国では稀有な企業の枠を超えた「労使参加型の社会的賃金決定システム」のひとつともいえ、

この役割の重要性を改めて認識するところである。最低賃金決定も、組織労働者の賃金決定と最低賃金制との連動を一層強め、「均等・均衡処遇の実現」をめざすことで、賃金の公正性を確保するための新たな展開をはかることができよう。そのためには、公正競争ケースによる申出の場合も含め、労働協約（企業内最低賃金や初任給、その他、職種や職務ベースでの個別賃金など）に準拠した「協約型最低賃金決定」への取り組みを基軸にしていくことが大切である。なお、こうした取り組みにおいては、今後、それぞれの産業別組織の実態を踏まえつつ、より基幹的労働者に相応しい最低賃金水準を決定するための賃金決定や協約締結のあり方についても、改革的視点での検討が求められている。

ところで、今日の特定（産業別）最低賃金創設のベースとなった1986年答申時に中央最低賃金審議会の会長であった故金子美雄氏は「一般最賃と産業別最賃」と題する論文を「季刊労働法」（1985年冬季号）に発表している。この論文の中で新産業別最低賃金の役割につ

いて先を見据えた示唆をしており、この内容は、特定（産業別）最低賃金の意義とあり方を考えるうえで原点ともいえる重要な提起として改めて注目される場所である。故金子美雄氏はこの論文の中で、「わが国では、賃金決定は原則として企業別に行われ、横断的な賃金協約はごく少数である。これを埋める何らかの賃金決定機構が必要」としたうえで、「新産業別最低賃金の基本構想は、労働協約の拡張と団体交渉の補充的賃金決定機関の設定である。……その最低賃金額は適用労働者に対し、現実の賃金決定の基準となるものでなければならぬ」、そして「新産業別最低賃金への転換の考え方の基本は、……労使の自主的な行動によって日本の賃金構造の近代化を実現する賃金決定機関の出現を希望するからである」と提起している。

近年、雇用形態の多様化がますます進展し、こうした中で、パートタイマー・有期契約社員・派遣労働者などのいわゆる非正規労働者が増加の一途を辿り、今日では4割近くがいわゆる非正規労働者となっている。

る。こうした中で、雇用形態の違いによる賃金・所得格差の拡大も顕著になってきている。雇用に関するセーフティネットの確立と併せ、賃金の公正性の確保が強く求められており、こうした状況からも特定（産業別）最低賃金の果たす役割がますます重視される場所である。

加藤 昇 (かとう・のぼる)

元電機連合中央執行委員・
元中央最低賃金審議会委員

2000年7月～2008年7月 電機連合
中央執行委員／賃金政策部長
[公職]中央最低賃金審議会委員(1999
～2009年)、労働政策審議会雇用均
等分科会家内労働部会委員(2004～
2009年)、労働政策審議会労働条件
分科会最低賃金部会委員(2005年～
2009年)

